

令和4年度山形県放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策 支援金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、燃料費や飼料代等の高騰が県内放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の経営に及ぼす影響を緩和し、経営の維持・安定を図るため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和4年度山形県放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年4月1日以降に、県内に事業所を有し、次の各号に掲げるいずれかの事業者とする。

- (1) 放流用の種苗の生産活動を行う水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に定める組合又はそれに準じる団体（以下「放流用種苗生産団体」という。）
- (2) 河川や湖沼を利用して水産動物の養殖の事業を行う者（ただし、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しない資本金5千万円以上の大手企業を除く。以下「内水面養殖業者」という。）

2 前項第2号の内水面養殖業者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 過去において継続して水産動物の生産及び出荷の実績があること。ただし令和4年度に新規就業したものは当該年度の生産及び出荷の実績があること。
- (2) 宗教上又は政治上の組織若しくは団体でないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 放流用種苗生産団体に係る支援金の額は、1団体につき20万円とする。ただし、同一団体内で複数の放流用種苗生産活動を行っており、かつ、事業会計が分かれている場合には、それぞれを一団体とみなすことができる。
- (2) 内水面養殖業者に係る支援金の額は、1事業者につき25万円とする。

2 直近の決算年における事業収入が支援金の額を下回る場合には、事業収入の2分の1を超えない額とする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする交付対象者は、令和5年2月24日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 支援金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することがある。

(決定の通知)

第6条 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を支援金の交付の申請をした交付対象事業者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、支援金の額の確定を兼ねるものとする。

(支援金の支払)

第7条 知事は、前条の交付の決定後速やかに、交付対象事業者に支援金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付対象者は、当該支援金に関する関係書類(申請書に添付した書類を含む。)を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第11条 この支援金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、農林水産部水産振興課とする。

(雑則)

第12条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所
事業者名
代表者名
連絡先令和4年度山形県放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者
物価高騰対策支援金交付申請書

令和4年度山形県放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく支援金を下記のとおり交付されるよう、交付要綱第4条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

1 申請内容

業種区分（該当区分に「○」）	支援金
放流用種苗生産団体（サケ、アユ、その他（ ））	20万円
内水面養殖業者＜食用コイ、食用フナ、マス類、鑑賞魚（錦鯉、金魚）、その他（ ）＞	25万円

2 添付書類

【放流用種苗生産団体】

- ・直近の収支状況を示す資料（例：事業報告書）

【内水面養殖業者】

＜中小企業者＞

- ・直近決済の確定申告書の第一表、法人事業概況説明書の1・2ページ目（写し）
- ・過去3年間の餌代購入実績を証する書類又は出荷の実績を証する書類

＜個人事業者＞

- ・青色申告：令和3年分の確定申告書の第一表、所得税青色申告決算書の1・2ページ目（損益計算書、月別売上）（写し）
- ・白色申告：令和3年分の確定申告書の第一表、収支内訳書（写し）
- ・上記の他、過去3年間の餌代購入実績を証する書類又は出荷の実績を証する書類

※創業1年未満などで決算書又は確定申告書の写しが提出できない場合は、県内で事業を行っていることを証する書類（例：種苗の仕入れ伝票、出荷仕切票、内水面水産研究所等による生産の証明など）

<その他の法人>

- ・ 県の委託事業を受託している事業者については、県委託による生産数量、生産経費を除いた自主事業の実績を証する書類

3 振込先口座（申請者名義のものに限る。）

金融機関名	
支店名	
口座名義人（フリガナ）	
預金種別	普通・当座
口座番号	

※通帳の表紙及び表紙裏面の写しを添付のこと。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所
事業者名
代表者氏名

誓約・同意書

私は、令和4年度山形県放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給を申請するに当たり、以下の内容について誓約・同意します。

- 1 申請要件を全て満たしています。
- 2 申請内容に虚偽や不正等が判明した場合は、支援金全額の返還に応じます。
- 3 申請内容に疑義があった場合に、山形県が関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。
- 4 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、山形県が補正することに同意します。
- 5 申請内容の不備が、山形県が指定する期限までに解消しなかった場合は、山形県が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。
- 6 支給の交付の決定後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、山形県が指定する期限までに当該不備を解消しなかった場合は、申請者は支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし、当該支給の交付の決定を取り消すことに同意します。
- 7 申請者が次のいずれにも該当せず、かつ、将来においても該当しません。
 - (1) 役員等（法人の役員、対象施設の長その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - (3) 役員等が自己、当該法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの